

# 江別市利用者負担額(保育料)表

# 【0歳児～2歳児クラス】

(令和元年10月1日より適用)

参考: 国が示す利用者負担額

在籍入所児童の属する世帯の階層区分		標準時間 徴収基準額(月額)	短時間 徴収基準額(月額)
階層区分	定義		
A	生活保護世帯	円 0	円 0
B	市町村民税 非課税世帯	0	0
C1	市町村民税 均等割りのみ	8,000 (0)	7,900 (0)
C2	1円以上 24,300円未満	10,000 (0)	9,900 (0)
C3	24,300円以上 48,600円未満	12,000 (0)	11,800 (0)
C4	48,600円以上 60,000円未満	14,000 (0)	13,800 (0)
C5	60,000円以上 73,000円未満	16,500 (0)	16,200 (0)
C6	73,000円以上 78,000円未満	19,000 (0)	18,700 (0)
C7	78,000円以上 89,000円未満	21,500 (0)	21,200 (0)
C8	89,000円以上 97,000円未満	24,000 (0)	23,600 (0)
C9	97,000円以上 114,000円未満	28,000 (0)	27,600 (0)
C10	114,000円以上 131,000円未満	31,300 (0)	30,800 (0)
C11	131,000円以上 146,000円未満	35,600 (0)	35,100 (0)
C12	146,000円以上 169,000円未満	40,000 (0)	39,400 (0)
C13	169,000円以上 201,000円未満	43,000 (21,500)	42,300 (21,150)
C14	201,000円以上 221,000円未満	47,800 (23,900)	47,000 (23,500)
C15	221,000円以上 249,000円未満	51,100 (25,550)	50,300 (25,150)
C16	249,000円以上 277,000円未満	54,400 (27,200)	53,500 (26,750)
C17	277,000円以上 301,000円未満	57,700 (28,850)	56,800 (28,400)
C18	301,000円以上 347,000円未満	61,000 (30,500)	60,000 (30,000)
C19	347,000円以上 385,000円未満	67,000 (33,500)	65,900 (32,950)
C20	385,000円以上 397,000円未満	73,000 (36,500)	71,900 (35,950)
C21	397,000円以上	80,000 (40,000)	76,800 (38,400)

参考: 国が示す利用者負担額		標準時間 徴収基準額(月額)	短時間 徴収基準額(月額)
階層区分	定義		
第1階層	生活保護世帯	円 0	円 0
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税 課税世帯	19,500	19,300
第4階層	48,600円以上 97,000円未満	30,000	29,600
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	44,500	43,900
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	61,000	60,100
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800
第8階層	397,000円以上	104,000	102,400

- 同一世帯から複数名在園している場合、上段は第1子の保育料、下段( )内は第2子の保育料で、第3子以降の保育料は無料となります。  
**【A～C12階層の児童の数え方】**  
 子どもの年齢制限はなく、世帯の最年長子どもから第1子、第2子、第3子と数えます。  
**【C13～C21階層の児童の数え方】**  
 世帯の就園児のうち、最年長子どもから第1子、第2子、第3子と数えます。  
 ※「就園児」は、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設を利用している未就学児を指します。
- 市町村民税額については、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除等によって減税されている方の場合、これらの控除によって減税された金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。
- 月中入退園の場合、月日数を25日とした日割り計算の保育料となります。(例)月額保育料×在籍日数÷25日

# 江別市利用者負担額(保育料)表 (要保護世帯等に係る特例措置分)

【0歳児～2歳児クラス】

(令和元年10月1日より適用)

参考:国が示す利用者負担額

在籍入所児童の属する世帯の階層区分		標準時間 徴収基準額(月額)	短時間 徴収基準額(月額)	階層区分	定義	標準時間 徴収基準額(月額)	短時間 徴収基準額(月額)
階層区分	定義	円	円	階層区分	定義	円	円
A	生活保護世帯	0	0	第1階層	生活保護世帯	0	0
B-1	市町村民税非課税世帯	0	0	第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
C1-1	市町村民税均等割りのみ	4,000 (0)	3,950 (0)	第3階層	市町村民税課税世帯		
C2-1	1円以上 24,300円未満	5,000 (0)	4,950 (0)				
C3-1	24,300円以上 48,600円未満	6,000 (0)	5,900 (0)		48,600円未満	9,000	9,000
C4-1	48,600円以上 60,000円未満	7,000 (0)	6,900 (0)	第4階層	48,600円以上		
C5-1	60,000円以上 73,000円未満	8,250 (0)	8,100 (0)				
C6-1	73,000円以上 77,101円未満	9,000 (0)	9,000 (0)		77,101円未満	9,000	9,000
C6-1*	77,101円以上 78,000円未満	19,000 (0)	18,700 (0)	第4階層	77,101円以上		
C7	78,000円以上 89,000円未満	21,500 (0)	21,200 (0)				
C8	89,000円以上 97,000円未満	24,000 (0)	23,600 (0)		97,000円未満	30,000	29,600
C9	97,000円以上 114,000円未満	28,000 (0)	27,600 (0)	第5階層	97,000円以上		
C10	114,000円以上 131,000円未満	31,300 (0)	30,800 (0)				
C11	131,000円以上 146,000円未満	35,600 (0)	35,100 (0)				
C12	146,000円以上 169,000円未満	40,000 (0)	39,400 (0)		169,000円未満	44,500	43,900
C13	169,000円以上 201,000円未満	43,000 (21,500)	42,300 (21,150)	第6階層	169,000円以上		
C14	201,000円以上 221,000円未満	47,800 (23,900)	47,000 (23,500)				
C15	221,000円以上 249,000円未満	51,100 (25,550)	50,300 (25,150)				
C16	249,000円以上 277,000円未満	54,400 (27,200)	53,500 (26,750)				
C17	277,000円以上 301,000円未満	57,700 (28,850)	56,800 (28,400)		301,000円未満	61,000	60,100
C18	301,000円以上 347,000円未満	61,000 (30,500)	60,000 (30,000)	第7階層	301,000円以上		
C19	347,000円以上 385,000円未満	67,000 (33,500)	65,900 (32,950)				
C20	385,000円以上 397,000円未満	73,000 (36,500)	71,900 (35,950)		397,000円未満	80,000	78,800
C21	397,000円以上	80,000 (40,000)	76,800 (38,400)	第8階層	397,000円以上	104,000	102,400

- 同一世帯から複数名在園している場合、上段は第1子の保育料、下段( )内は第2子の保育料で、第3子以降の保育料は無料となります。  
**【A～C12階層の児童の数え方】**  
 子どもの年齢制限はなく、世帯の最年長子どもから第1子、第2子、第3子と数えます。  
**【C13～C21階層の児童の数え方】**  
 世帯の就園児のうち、最年長子どもから第1子、第2子、第3子と数えます。  
 ※「就園児」は、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設を利用している未就学児を指します。
- 市町村民税額については、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除等によって減税されている方の場合、これらの控除によって減税された金額を足戻して計算し、保育料を決定します。
- 月途中入退園の場合、月日数を25日とした日割り計算の保育料となります。(例) 月額保育料×在籍日数÷25日
- 要保護世帯とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)を指します。